

令和3年6月11日

議決権保有会員各位

法政大学第二中・高等学校同窓会  
会長代行 大八木勇夫

和解条項第5項及び第6項に関するお知らせ

既にご報告していますとおり、2020年8月8日開催の臨時総会決議に関する仮処分事件については、本年3月30日に裁判上の和解が成立しております。

大八木会長代行と芝辻常任理事は、和解条項に基づき、一時専務理事選任申立の準備を進めているところですが、その申立費用については、和解条項5項により、まずは大八木会長代行と芝辻常任理事が1/2ずつを立て替えたうえで、常任理事会・理事会の承認を経て、臨時総会で承認決議が得られることを条件として、同窓会が負担することとなっております。そこで、一時専務理事選任申立を代行する弁護士から、申立費用に関する見積が提出されておりますので、ご報告します。

《申立費用の見積額》

- ・弁護士費用（着手金・報酬金合計額） 55万円（税込）
- ・実費（裁判所に納める印紙代・郵便切手代） 4,700円
- ・上記の他に裁判所に納める予納金が必要となります。予納金の金額については申立後に裁判所から連絡が来るため現時点では不明です。  
なお、大八木会長代行は、既に自身の立替負担額を代理人弁護士に支払済みですが、予納金の立替負担分を含めて一切同窓会に請求することはせず、自ら負担する所存ですので、その旨申し添えておきます。

以上